

第 1 回外来生物対策小委員会開催後の委員からのご指摘事項

(議論の進め方について)

課題は様々あるが、現実的に予算規模も縮小される可能性がある中で、最も重要なことは今現在実施している取組を成功させ、終わらせることであり、この視点に立って議論を進めるべきである。

議論の進め方として、今やることと将来的に検討していくべきことを整理して進めるべき。

(特定外来生物の選定)

特定外来生物の選定対象について、菌類程度まで含めるといった検討は必要ないか (プラナリア等の肉眼で判別できるもの)。

未判定外来生物は基本的には国内に入っていないものを対象とする考え方であり、同属内でも有用種の多い植物には一律に指定をするのが難しいものもある。(特にルドベキア属、コレオプシス属)

(飼養等許可の現状と課題)

セイヨウオオマルハナバチの飼養等管理では、ネット等に穴がないことの確認もあるが、女王バチが逸出しないことが最も重要であり、使用済み巣箱が適切に処分されていることが重要である。

セイヨウオオマルハナバチは飼養等施設の周辺での野外での観察量は減っており、新たな個体群の逸出はそう多くないと考えられるが、問題なのは大雪山や知床でセイヨウオオマルハナバチが優占することであり、こうした地域での防除を進めること、防除手法を確立することが重要である。

(輸入規制、水際対策、非意図的な導入対策)

法制定の当初の議論では、侵略的外来種をこれ以上国内に入れないことが法律の重点であった。特定外来生物を国内に入れないための検疫体制、特に非意図的導入への対策をどのようにとるか、議論が必要。膨大な輸入品全てに対応するには現在の体制からは現実的でないので、検査で見つかった場合にどのように消毒を行うのか。

研究目的でのセンチウ類の大量の輸入や埋め立てによる海外の土砂の輸入など、外来種問題が懸念される。

(国による防除の実施、防除に係る確認・認定)

対策の優先順位をつけるためのクライテリアについて議論し、合意を得ることが必要。

防除の実効性があがる土地の管理と連動するシステムの構築がされるとよい。例えば、ワシントン州の仕組みを参考にできないか。(ワシントン州では、指定された種について原則的に郡を単位として防除の方針が示されており、土地管理者はその対策をとらなくてはならない。対策しない場合には代執行され、その費用が請求されるしくみになっている。まん延しているところではなく、これから侵入しようとしている地域で主に指定の対象となり、重点的に対策がとられるようになっている。)

(調査研究、普及啓発、各主体の協力と参画)

国が地方公共団体等に対して包括的に防除の取組などを指導できる枠組、ネットワークの構築が必要である。

(その他)

要注意外来生物の個々の選定は専門家会合で個々に審議されたものではない。「被害知見の集積が進んでいない」種も多く、ブラックリスト(仮称)を作成する際に改めて検討をし、必要のない種についてはリストから外すべきである。緑化・牧草の重要種や、様々な品種が開発されている種もある。一方で、新たに特定外来生物に指定すべき種もあるだろう。

ブラックリスト(仮称)について、十分な根拠なく、実効性を考慮した取扱いの整理もされないままにリストアップだけされた場合、社会に様々な解釈が生まれ混乱を招くことになる。特定外来生物とどのように異なる趣旨で選定するのか、そのためにどのような基準で選定し、選定された種をどのように取り扱うのか、そうした情報も整理して提供すべき。特に、実効性ある防除の方針とそれによるリストの枠組の整理が重要である。

東日本大震災の復興における生物多様性配慮について、震災では津波被災地をはじめ、かく乱による多くの裸地が生じ、ニッチがあいた状態にあり、外来種の侵入・拡大が危惧され、モニタリングが必要と考えている。裸地を早期に外来種で安定化させて、侵略的な外来種の侵入を防止するなど含め、このことについて言及するべきではないか。